



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
6月24日
第319号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務の委託(文化芸術振興課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	1
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	5
一般競争入札の公告(警察本部会計課).....	5

○ 県 税 事 務 所 告 示

軽油引取税の特約業者の指定の取消し(南部).....	7
----------------------------	---

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江).....	7
----------------------------------	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告(東近江).....	7
-------------------------	---

○ 正 誤

令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第134号中.....	7
----------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第267号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務
- 3 委託期間 令和4年7月1日から令和5年1月31日まで
- 4 徴収の方法 現金および口座振込で徴収する。

滋賀県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・ 育成医療	やまぐち内科医院	守山市播磨田町1304-2	病院・ 診療所 (腎臓)	山 口 通 雅	令和4.6.1

滋賀県告示第269号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年6月24日から令和4年7月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	土山蒲生近江八幡線	東近江市上平木町字荒張4122番地先から	変更後	最小 8.5m 最大 17.0m	465.0m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区域の変更
		東近江市上平木町字寺田4154番地先まで	変更前	最小 7.7m 最大 8.0m		

滋賀県告示第270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月24日から令和4年7月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
甲賀土山線	甲賀市甲賀町岩室字和田2099番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字中野1232番1地先まで	令和4.6.30 13時	L=161.7m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ野洲 野洲市小篠原1000番地
- 2 変更した事項
 - (i) 変更前

- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 船橋啓二
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 フジパンストア株式会社 愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地 代表取締役 高山昭一 ほか10者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 西喜多浩
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 フジパンストア株式会社 愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地 代表取締役 川端賢二 ほか10者
- 3 変更年月日 アについては令和4年4月1日、イについては令和3年7月16日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年6月7日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
- (2) 縦覧期間 令和4年6月24日から令和4年10月24日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和4年10月24日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート五個荘店 東近江市五個荘石塚町24番地
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか2者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか3者
- 3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店ならびに住所および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年6月7日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和4年6月24日から令和4年10月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年10月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂新能登川店 東近江市垣見町1515番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原平和 ほか6者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか7者

3 変更年月日 アについては本社変更は平成29年2月13日、代表者変更は平成29年5月18日、イについては平成29年5月18日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の本店移転および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店ならびに住所および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和4年6月7日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和4年6月24日から令和4年10月24日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年10月24日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ジョーシン水口北脇店 甲賀市水口町北脇字中切440番ほか

2 意見の概要 甲賀市からの意見

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)および甲賀市みんなのまちを守り育てる条例(平成19年甲賀市条例第60号)を遵守してください。

(2) 建築物が高さ10m、3階以上、延床面積1,000㎡を超える場合は、景観法(平成16年法律第110号)の届出が必要です。

- (3) 屋外広告物の総表示面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要です。
- (4) 図書等を扱う場合は、滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)の規定に基づき、有害図書等の販売など自主的な規制措置を講じてください。
- (5) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応してください。
- (6) 雇用については、地元での積極的な採用の配慮をお願いします。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 令和4年6月24日から令和4年7月25日まで

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和4年6月23日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

一般競争入札の公告

滋賀県警察自動車保有関係手続のワンストップサービス警察共同利用型システム用機器の調達について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 O S S警察共同利用型システム用機器(搬入設置工事および保守を含む。) 一式
- (2) 購入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日(金)
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:物品 中分類:電子計算機・周辺機器

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書

(2) 提出期限 令和4年7月20日(水)正午まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)

(2) 契約条項を示す期間 令和4年6月24日(金)から同年8月2日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月3日(水)の午前9時から正午まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和4年8月3日(水)正午まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和4年8月3日(水)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、物品購入費(搬入設置工事および保守等の費用を含む。)の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Equipment for OSS police joint use system, 1 set

- (2) Deadline for tender : 12 : 00, August 3, 2022
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

県 税 事 務 所 告 示

滋賀県南部県税事務所告示第1号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第58条の3第3項の規定に基づき、次の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和4年6月24日

滋賀県南部県税事務所長 寺 本 勉

氏名または名称(法人にあっては代表者の氏名を含む。)	主たる事務所または事業所の所在地	取消年月日
近藤商事株式会社 代表取締役 近藤幸久	甲賀市信楽町江田607番地40	令和4.5.31

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年6月24日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護ステーションふるさと	東近江市八日市野々宮町290-1	日本興機株式会社 代表取締役 平石茂人	東近江市妙法寺町669番地4	訪問介護	令和4.6.15	2570501433

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、永源寺町高野土地改良区の定款の変更は、令和4年6月16日に認可した。

令和4年6月24日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

正 誤

令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第134号中

ページ	行	誤	正
6	8	高島市安曇川町中野字茶尻200番1地先まで	高島市安曇川町中野字東良200番1地先まで
	17	高島市安曇川町中野字茶尻200番1地先まで	高島市安曇川町中野字東良200番1地先まで

